

軽自動車税に係る大切なお知らせ ■問い合わせ 税務課市民税担当(内線153～155)

二輪車等に係る軽自動車税の引き上げ時期を1年延期

対象車種：原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車、二輪の小型自動車

今年の広報1月号の8ページで軽自動車税の引き上げのお知らせをしたところですが、平成27年度の税制改正により、二輪車等に係る税額の引き上げ時期が1年延期され、平成28年度(平成28年4月1日)から新税額が適用されることになりました。

なお、三輪以上の軽自動車については、広報1月号でお知らせしたとおり、平成27年4月1日以降に新車登録された車両から新税額が適用されます。



車種区分		ナンバーの色	年税額	
			平成27年度まで(旧税額)	平成28年度から(新税額)
原動機付自転車	50cc以下	白色	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	黄色	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	桃色	1,600円	2,400円
	ミニカー	水色	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪 125cc超～250cc以下	白色	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	白色	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	緑色	1,600円	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	緑色	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	白色	4,000円	6,000円

軽自動車税特例措置(グリーン化特例)を導入

対象車種：平成27年度に新規取得した三輪以上の軽自動車

内容：平成28年度分の軽自動車税を25%～75%の範囲で軽減

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間)に新規取得した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能と燃費性能が優れ環境負荷の少ない車両に、平成28年度分の軽自動車税を軽減する特例措置(グリーン化特例)が導入され、税額が減額されます。

①税額が概ね75%軽減される対象車両

電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減該当車)

②税額が概ね50%軽減される対象車両

乗用：平成17年排出ガス基準75%低減認定車かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減認定車かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③税額が概ね25%軽減される対象車両

乗用：平成17年排出ガス基準75%低減認定車かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減認定車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②及び③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分			標準税額(年額)	特例減額後の税額(年額)			
				①概ね75%減額	②概ね50%減額	③概ね25%減額	
軽自動車	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円